

「H30 年度茨城県コンテンツ活用ブランド力 UP 補助金」 Q&A

Q1：どのような取り組みに対して補助が出るのですか？

A1：茨城県内の事業者の皆様が、県内のクリエイターとともに自社事業にコンテンツ等を活用し、商品やサービスの高付加価値化、販路拡大、ブランディングなどを図る取り組みです。例として以下のような取組が挙げられますが、その他にも様々な取組が考えられます。お問合せください。

- 自社ブランディング
- 商品のトータルデザイン
- マーケティング戦略
- 顧客サービス用アプリ開発
- プロモーション動画制作
- キャラクター制作
- ノベルティグッズ制作
- Web サイトの構築

Q2：「コンテンツ等」とはどのようなものをいうのですか？

A2：「コンテンツ等」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に掲げるもののほか、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいいます。以下の Web サイトを参照してください。

■ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO081.html>

■ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO125.html>

Q3：補助申請ができる者は？

Q3：「県内事業者及び事業者グループ」です。

Q4：「県内事業者」とは？

A4：茨城県内に本社もしくは主たる事務所を有する法人（大企業（中小企業者に該当しない会社）を除く。）、個人です。

Q5：補助申請ができる会社の条件は？

A5：中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に掲げる会社（Q13 参照）及び個人です。

○補助金申請できる「中小企業基本法」第 2 条第 1 項各号に掲げる会社

会 社	製造・建設・運輸業	資本金または出資の総額が 3 億円以下、 もしくは、従業員が 300 人以下
	卸売業	資本金または出資の総額が 1 億円以下、 もしくは、従業員が 100 人以下
	サービス業	資本または出資の総額が 5000 万円以下、 もしくは、従業員が 100 人以下
	小売業	資本または出資の総額が 5000 万円以下、 もしくは、従業員が 50 人以下

会社とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人を指します。

士業法人とは、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び、行政書士法人のことです。

Q6：財団法人，社団法人，NPO 法人等も申請者になれますか？

A6：一般社団・財団法人，公益社団・財団法人，NPO 法人，農業法人，社会福祉法人，医療法人，学校法人，農事組合法人，組合（農業協同組合，生活協同組合，中小企業等協同組合法に基づき組合等）又は有限責任事業組合（LLP）など，会社以外の法人も申請者として認められます。

Q7：補助申請ができない申請者は？

A7：大企業（Q5に記した中小企業者に該当しない会社）と以下に該当する法人は補助申請できません。

- ①発行済み株式の総数または出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人
- ②発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上を大企業が所有している法人
- ③大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

Q8：「事業者グループ」とは？

A8：次の2つのいずれかに該当するものです。

- ① 2以上の県内事業者により構成されるグループです。ただし，グループ間に事業の実施に関する協定や運営規約に基づく事務処理体制が確立している等，事業実施主体としての能力が認められなければなりません。また，代表となる事業者と参加する事業者の3分の2以上が県内事業者でなければなりません。
- ② 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める事業協同組合，事業協同小組合，協同組合連合会，企業組合，協業組合，商工組合，商工組合連合会で総組合員の3分の2以上が県内事業者の場合です。

Q9：補助金額はいくらですか？

A9：「補助対象経費」の1/2が補助されます。補助額の上限は100万円です。ただし，採択された場合でも，申請書を提出した補助金申請額を上限として，審査委員会での審議等により減額される可能性があります。

Q10：「補助対象経費」とは何ですか？

A10：県内クリエイター等に支払う業務委託費です。補助対象となるのは，コンテンツ制作に係る費用で，クリエイターの人件費，謝金，旅費，運搬費，他のクリエイターへの再委託（外注）費などが対象となります。ただし，県内クリエイター等から他のクリエイターへの再委託（外注）費が，補助対象経費の50%未満であることが必要です。

（例1）新商品をPRするために，ラッピングのリニューアル，リーフレット作成，動画の制作，オンラインショップの開設を行い，それに伴う県内クリエイター等への業務委託費が合計300万円かかった。その場合の補助額は。

→ 上限の100万円。ただし，県内クリエイター等への業務委託費の内訳で，他のクリエイターへの再委託（外注）費が150万円未満であること。

（例2）自社のイメージアップを図るため，マスコットキャラクターのデザインを依頼し，それに伴うクリエイターへの業務委託費が150万円かかった。その場合の補助額は。

→ 75万円。ただし，クリエイターへの業務委託費の内訳で，他のクリエイターへの再委託（外注）費が75万円未満であること。

Q11：業務委託先となる県内クリエイター等の要件は？

A11：茨城県内に本社がある、コンテンツ等の事業を営む中小企業者（大企業以外）であるか、茨城県内に活動拠点を置く個人のクリエイターであることです。複数の県内クリエイター等を業務委託先としても構いません。

Q12：コンテンツ活用に当たり県内クリエイター等を、どこに発注したら良いのか分からない（県内のクリエイターを知らない）場合、どうしたらよいですか？

A12：県内のクリエイターを直接ご紹介することはできませんが、茨城県デザインセンターが実施する相談事業等をご利用いただくことは可能です。当機関では、貴社のお悩みからコンテンツを活用した課題解決までの手法等に関するアドバイスを行っております。また、貴社の経営課題に関するご相談は、（公財）茨城県中小企業振興公社内の「茨城県よろず支援拠点」でも承っておりますので、こちらも活用ください。その他、中小企業庁や中小企業基盤整備機構の経営相談等もごございます。

■茨城県デザインセンター <http://idesign-c.jp/>

■茨城県よろず支援拠点 <http://yoroazu-ibaraki.jimdo.com/>

■中小企業庁「ミラサポ専門家派遣制度」 <https://www.mirasapo.jp/specialist/flow1.html>

■中小企業基盤整備機構 <http://www.smri.go.jp/index.html>

Q13：茨城県内のクリエイターは、この補助金を申請することができますか？

A13：クリエイターが申請者となることはできますが、自らが営んでいるコンテンツ等の事業の商品・サービスに係る事業を申請することはできません。本補助金制度では、コンテンツ等の事業を営んでいる県内のクリエイターの皆様には、県内事業者の皆様との連携先（業務委託先）となることを期待しています。連携先となる県内事業者の本補助金制度の活用についての情報提供をお願いします。

Q14：どのように補助事業を指定するのですか？

A14：平成30年7月31日（締切日）までに申請があったものについて有識者等による審査委員会を開き、得点の高い順に、予算額（500万円）内で、補助対象事業を指定します。審査方法は、面接審査及び書類審査です。

Q15：面接審査ではどのような準備が必要ですか？また、いつ実施するのですか？

A15：面接審査は、応募書類の記載内容を具体的にご説明いただき、審査員の理解を深めることを目的に実施するものです。

実施日は、平成30年8月7日（火）です。開催場所及び時間帯は、決まり次第通知します。

Q16：補助金が支払われる時期はいつになりますか？

A16：補助事業の完了・精算後となります。概算払いや前払いはありません。

Q17：申請者が自社内でコンテンツを制作する場合の人件費は対象になりますか？

A17：自社内の人件費は補助対象経費にはなりません。自社内で発生した経費で補助対象経費になるのは、動画制作のための撮影場所を借りるために発生する費用や、クリエイターに支給する試作材料費など、コンテンツ制作のために必要かつ適当と認められる経費です。

Q18：申請に必要な「県税の納税証明（税金の未納のないことの証明，発行後3ヶ月以内のもの）」は、どのように取得できますか？

A18：法人の場合と個人の場合で準備する証明書が異なります。

■法人の場合：直近年度の法人事業税・法人県民税の未納のないことの証明書
（発行：県税事務所 様式第40号の4（イ））

■個人の場合：直近年度の市・県民税の納税証明書もしくは非課税証明書
（発行：お住いの市町村）

■グループ等の場合：代表者の県税の納税証明（上記の通り）

Q19：申請に必要な「決算報告書の写し」の内容は、具体的にどのようなものですか？

A19：会社の場合，個人の場合，公益法人の場合を例として記載します。

■会社の場合：貸借対照表，損益計算書，販売管理費内訳，原価報告書など

■個人の場合：確定申告書

■公益法人の場合：貸借対照表，正味財産増減計算書など

その他の法人についても，該当する会計基準の作成すべき「計算書類等」の写しを提出してください。